

生活 悪質・高額な不用品回収サービスに注意 !!

【図】 小諸市消費生活センター（市民課内） ☎ 31-5100 ※土日祝日年末年始除く

【不用品回収後のトラブルが増えています！】

引っ越し等に伴い、不用品を回収してもらうためにインターネットで事業者を探し、安価な定額パックを依頼したはずが、**作業終了後に高額な料金を請求**されるトラブルが市内でも発生しています。

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づき市町村で「**一般廃棄物収集運搬業の許可**」を受けることが必要です。しかし、無許可業者へ依頼したことによるトラブルが目立ちます。高額な不用品回収サービスの契約をしてしまいお困りの際は、一人で悩まず、小諸市消費生活センターへご相談ください。

【トラブルにあわないためのポイント！】

- 不用品の処分の際は、慌てず余裕を持って計画を立てましょう。
- ネットやチラシ等で広告を大々的に出している業者が、必ずしも一般廃棄物収集運搬業許可業者とは限りません。
- 市に登録のある一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼しましょう。「産業廃棄物業許可」や「古物商の許可」では回収できません。（一般廃棄物収集運搬業許可業者については市役所生活環境課へお問い合わせください。）
- 複数業者から見積りを取り、追加料金がかからないことなどを十分に確認したうえで契約しましょう。
- 事前の見積りとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。

- ▶相談窓口 小諸市消費生活センター（市民課内）
- ▶休日相談 消費者ホットライン ☎ 188
- ▶一般廃棄物収集運搬業許可業者について
生活環境課 ☎ 22-1700（内線 2271）

